平成 18 年 5 月 15 日

各　　位

会 社 名　ユ タ カ フ ー ズ 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　牟田　勝彦
（コード番号２８０６　東証・名証第２部）
問合せ先　常務取締役総務部長　影山　晃
（TEL.　0569－72－1231）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成１８年５月１５日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成１８年６月２８日開催予定の第６６回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

(1) 当社は、機動的な資本政策を可能にし、将来の事業拡大等、経営環境の変化にも対応できるよう、発行可能株式総数を 20,000,000 株から 35,000,000 株に変更したく、現行定款第 5 条の変更を行うものであります。（変更案第 6 条）

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、会社法上の用語との整合性の確保、会社法上定款で定めることを要しない規定の削除、定款にその定めがあるものとみなされる事項についての明確化、その他会社法に対応して所要の変更を行うものであります。

(3) 会社法に対応し、単元未満株式を保有する株主の権利を明確化するため、変更案第 10 条の規定を新設するものであります。

(4) 会社法の規定により、定款に定めれば取締役会の書面決議が可能となることに伴い、機動的な取締役会の運営を図るため、変更案第 23 条第 2 項の規定を新設するものであります。

(5) 上記変更に伴い、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

別紙に記載のとおりです。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　平成１８年６月２８日（水曜日）
定款変更の効力発生日　平成１８年６月２８日（水曜日）

以　上

【別　紙】

定款変更案　新旧対照表

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商　号） 第１条 （目　的） 第２条 （本店の所在地） 第３条 （条文省略）	（商　号） 第１条 （目　的） 第２条 （本店の所在地） 第３条 （現行どおり）
（新　設）	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)　取締役会 (2)　監査役 (3)　監査役会 (4)　会計監査人
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。	（公告方法） 第５条　（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
（発行する株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、20,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、35,000,000株とする。
（新　設）	（株式の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（自己の株式の取得） 第８条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
（１単元の株式の数および単元未満株券の不発行） 第７条　当会社の１単元の株式の数は、100株とする。 ２　当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	（単元株式数および単元未満株券の不発行） 第９条　当会社の単元株式数は、100株とする。 ２　当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（単元未満株式についての権利） 第10条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
（名義書換代理人） 第８条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ２　名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてこれを取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。
（株式取扱規則） 第９条　株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、株券の再発行その他株式に関する手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第12条　当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
（基準日） 第10条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ２　定款に定めのある場合のほか、必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	（基準日） 第13条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２　定款に定めのある場合のほか、必要がある時は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とする。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招　集） 第11条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集する。 ２　臨時株主総会は、必要の際随時これを招集する。	（招　集） 第14条　（現行どおり）
（議　長） 第12条　株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。 ２　取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役がこれにあたる。	（議　長） 第15条　（現行どおり） ２　取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（決議方法） 第13条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数によってこれを行う。 2　商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上によってこれを行う。	（決議方法） 第16条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。
（議決権の代理行使） 第14条　株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。 （新　設）	（議決権の代理行使） 第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員　数） 第15条　当会社の取締役は、１２名以内とする。	（員　数） 第18条　（現行どおり）
（選任決議） 第16条　取締役は、株主総会において選任する。 2　前項の選任決議については、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数によってこれを行う。 3　取締役の選任については、累積投票によらない。	（選任方法） 第19条　（現行どおり） 2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3　取締役の選任決議は、累積投票によらない。
（任　期） 第17条　取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	（任　期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第18条　（新　設） 当会社は取締役会の決議をもって、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名置くことができる。 2　取締役社長は、当会社を代表し会社の業務を執行する。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2　取締役会は、その決議によって、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。 3　代表取締役は、当会社を代表し会社の業務を執行する。
（取締役会の招集および議長） 第19条　取締役会の招集および議長は取締役社長がこれにあたる。 2　取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役がこれにあたる 3　取締役の招集通知は、会日の３日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集および議長） 第22条　（現行どおり） 2　取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役がこれにあたる （現行どおり）

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の決議方法） 第20条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数でこれを行う。	（取締役会の決議方法） 第23条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
（新　設）	2　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
（員　数） 第21条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（員　数） 第24条　（現行どおり）
（選任決議） 第22条　監査役は、株主総会において選任する。 2　前項の選任決議については、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数によってこれを行う。	（選任方法） 第25条　（現行どおり） 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
（任　期） 第23条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2　補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（任　期） 第26条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤の監査役） 第24条　監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	（常勤の監査役） 第27条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知） 第25条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	（監査役会の招集通知） 第28条　（現行どおり）
（監査役会の決議方法） 第26条　監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数でこれを行う。	（監査役会の決議方法） 第29条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第６章　計　算	第６章　計　算
（営業年度） 第27条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとし、３月31日をもって決算期とする。	（事業年度） 第30条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
（利益配当金および中間配当金） 第28条　利益配当金は毎年３月31日最終の株主名簿記載または記録の株主または登録質権者にこれを支払う。当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日最終の株主名簿記載または記録の株主または登録質権者に対し中間配当を行うことができる。 ２　利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満３年を経過して受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ３　利益配当金および中間配当金には利息はつけない。	（剰余金の配当の基準日） 第31条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
（新　設）	（中間配当） 第32条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。
（新　設）	（配当の除斥期間） 第33条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

以　上